

守口小学校施設整備方針

令和4年8月

守口市教育委員会

1 施設整備方針の目的

守口小学校は、明治5年に河内国第9区郷学校として、難宗寺内に開校し、令和4年度には創立150周年を迎える歴史ある学校です。

児童数の増加に合わせ、昭和40年から50年代にかけて、校舎棟の建築を行い、教育環境整備を行ってきましたが、平成18年度には、全国的な少子化の影響もあって、小規模校となっていた土居小学校と統合しました。

しかしながら、平成31年度には、大規模集合住宅の建設等によって、在籍児童の増加傾向が予測されたことから、隣接校区のさつき学園との選択区域の拡大を行うなど大規模化への対策として、規模適正化に取り組んできたところですが、令和4年度推計によると、今後も継続的に児童数が増加するとともに国が進める35人学級編成も踏まえ、将来的に教室数の不足が見込まれることから、すみやかに校舎整備に着手することが必要となります。

また、近年は、障がいの種類や程度が異なる児童や日本語指導が必要な外国籍の児童など、様々な課題を抱え集団に適応することが難しい児童が増加しており、多様な児童を支援するために必要な機能を有する学習空間の整備も急務となってきています。

さらに令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「学校の新しい生活様式」に基づく感染拡大防止と学校教育活動の両立が可能となる施設整備が求められています。

本方針については、守口小学校の既存建物の多くが建築後40年以上を経過し、各設備の劣化も進んでいることから、根本的な老朽化対策が必要となっていることに加え、既存建物の校舎配置の動線の改良も検討し、新しい時代の学びを実現できる学習環境の質的向上や社会に開かれた学校づくりを目指し、より良い学習環境整備を行うために、施設整備についての考え方をまとめるものです。

守口小学校沿革

- 明治 5年 河内国第9区郷学校として、難宗寺内に開校
- 昭和 11年 旧本館(1棟)建築
- 昭和 22年 守口市立守口小学校(校名)
- 昭和 42年 体育館棟(8棟)建築
- 昭和 45年 教室棟(9棟)建築
- 昭和 47年 創立100周年
- 昭和 48年 特別教室棟(11棟)建築
- 昭和 49年 給食棟(13棟)建築
- 昭和 51年 教室棟(15棟)建築
- 昭和 55年 教室棟(19棟)建築
- 平成 18年 土居小学校と統合、教室棟(21棟)建築、春日小・滝井小との選択区域の導入
- 平成 22年 旧本館(1棟)解体
- 平成 31年 さつき学園との選択区域を拡大
- 令和 4年 創立150周年

2 保有教室等について

令和4年度の守口小学校の保有教室については、普通学級数は18学級であり、特別支援教室は10学級を6室で運用しており、余裕教室はない状況です。

ただし、普通教室を使用して事業を行っている放課後児童健全育成事業について、新施設が竣工し、令和4年7月に供用が開始したことを受け教室の目的外使用の見直しを行うとともに、少人数教室、多目的室などを普通教室に転用する場合には、普通学級数は25学級まで対応可能です。

また、児童数の増加に伴い教職員も増員されることから、職員室、事務室、会議室の広さも考慮していく必要があります。

3 児童・学級数の推移について

令和4年度の児童数・学級数は、小学校進学時における転出や選択区域の児童が、さつき学園や太子橋小学校に入学することを加味せず、最大値での推計となっていますが、令和8年度に27学級となり、対応可能な普通学級数の25学級を超えることとなります。(表1)

また、令和10年度には、32学級となり、学校規模の基準が過大規模となる推計となっています。(表2)

表1 令和4年5月1日時点推計 ※最大値(特別支援学級や選択区域を加味せず)

年度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
児童数	627名	691名	746名	825名	902名	984名	1,043名
学級数	18学級	20学級	22学級	25学級	27学級	30学級	32学級

表2 「守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)」に示す学校規模の基準

基準	過少規模校	小規模校	標準規模	大規模	過大規模
小学校	5学級以下	6～11学級	12～18学級	19～30学級	31学級以上
中学校	2学級以下	3～11学級			
義務教育学校	—	—	18～27学級	—	—

4 施設状況について

守口小学校の施設については、平成 18 年度に建築した棟を除き、築年数は 40 年以上を経過しており、令和元年度に実施した耐力度調査の結果、体育館棟については耐力度点数が国の基準の 4,500 点を下回り、改修には不適であることから、建替えの必要があります。(表3)

また、同年度に実施した劣化状況調査の結果から、内部の仕上げや電気・機械設備についても、老朽化が進み、健全度が低いことから、抜本的な施設整備が必要です。(表4)

表3 令和元年度実施の耐力度調査

	棟番号	区分	建築年	建築年数	構造	階数	延床面積	耐力度点数	コンクリート圧縮強度
屋体・教室棟	8-1・2	屋・校	S42	55	R	3	1,368	3,790	21.1
教室棟	9	校	S45	52	R	3	1,360	5,832	22.7
特別教室棟	11	校	S48	49	R	3	641	5,567	24.8
給食棟	13-1・2	給	S49	48	S	1	204	4,560	X
教室棟	15	校	S51	46	R	2	463	4,702	19.3
教室棟	19	校	S55	42	R	2	488	5,290	28.4
教室棟	21	校	H18	16	R	4	2,045	7,334	43.9

※耐力度点数 4,500 点以下は改修に不適

※コンクリート圧縮強度 13.5 以下は改修に不適

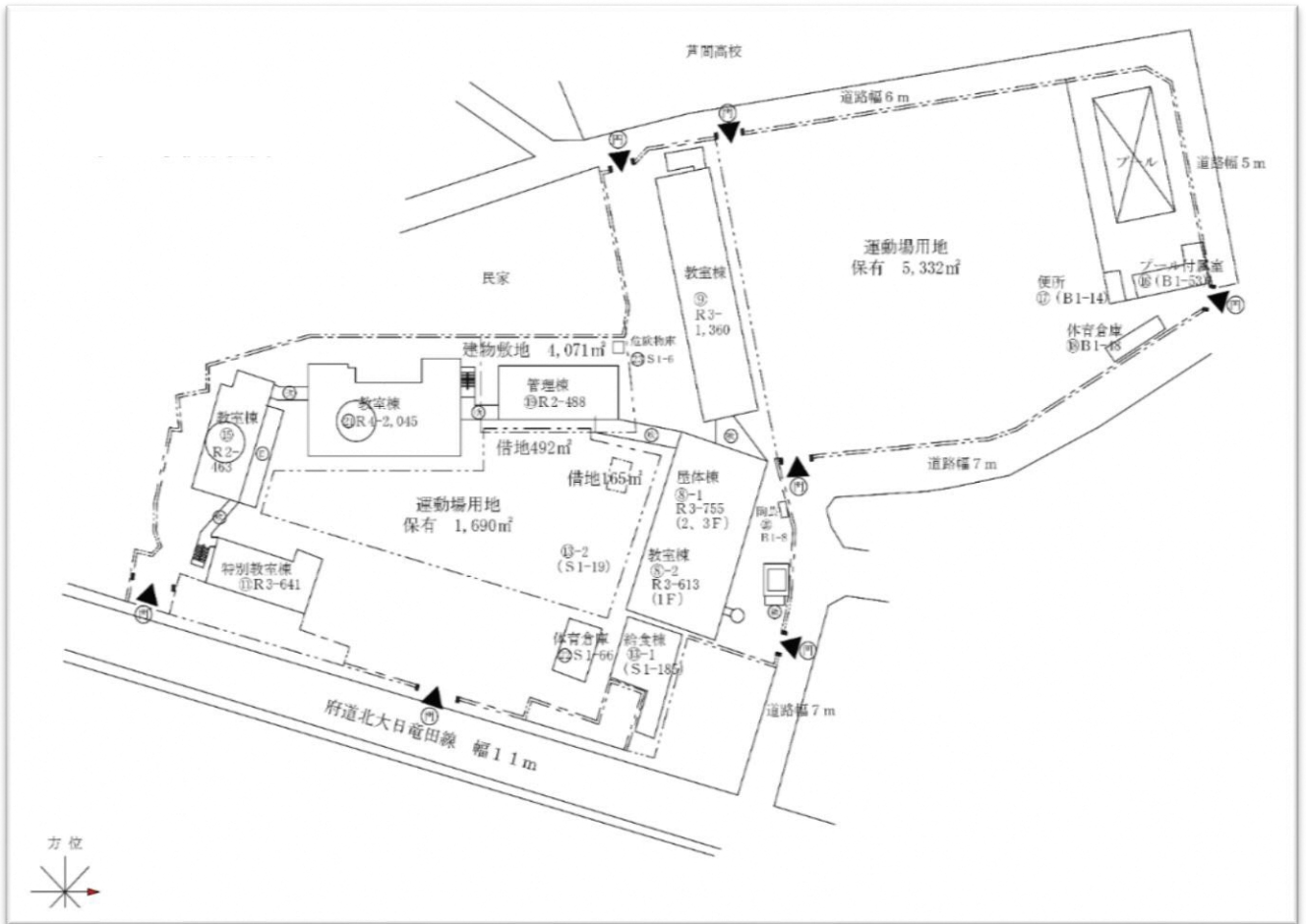
表4 令和元年度実施の劣化状況調査

	棟番号	劣化状況調査					健全度
		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	
屋体・教室棟	8-1・2	B	B	C	C	C	53
教室棟	9	A	B	C	C	C	55
特別教室棟	11	A	B	C	C	C	55
給食棟	13-1・2	B	C	C	C	C	43
教室棟	15	A	B	C	C	C	55
教室棟	19	A	B	C	C	C	55
教室棟	21	B	B	A	A	A	91

※各項目の A は概ね良好、B は部分的に劣化、C は広範囲に劣化

※健全度 40 点未満は優先的に改修する必要がある

守口小学校配置図



守口小学校は、昭和 40 年から 50 年代の児童数のピーク時や平成 18 年の土居小学校との統合時に、児童・学級数の増加に対応するため、校舎棟を増築、建替えるなど施設整備を行ってきたことから、敷地内には複数の校舎棟が広がって配置されており、管理面や学習環境面から今後の施設整備にあたっては、動線の改良が必要です。

また、現在、敷地面積 11,750 m²の内、運動場面積は 7,022 m²であるものの、校舎の延床面積は児童数に対して十分な広さであるとはいえず、今後の児童数の増加に合わせ、校舎の延床面積を確保しつつ、運動場面積も確保する観点からも、効果的で効率的な施設整備が必要となります。(表5)

運動場については、小学校学習指導要領(平成 29 年文部科学省告示)の体育では、短距離走やリレー、サッカー、ソフトボールなどが例示されており、これらの種目を行うために必要な形状と十分な広さを確保することが必要です。

表5 小学校の運動場設置基準(文部科学省)

運動場の面積	
児童数	面積
1~240 名	2,400 m ²
241~720 名	2,400 + 10 × (児童数 - 240) m ²
721 名以上	7,200 m ²

5 施設整備について

令和3年3月に策定した「守口市立学校施設整備計画」において、守口小学校における施設整備については、耐力度点数が国の基準を下回る体育館棟と老朽化が進んだ鉄骨造である給食棟以外については長寿命化改修を行うものとしていますが、将来的な教室不足に対応する施設整備が必要であることに加え、上述の施設状況から、今後の学級数の増加も含めた対応可能な規模の校舎を建設することが望ましいと考えます。その中で、全体の配置計画、学習環境に支障がある場合は、既存の校舎については、動線改良と運動場確保の観点から、解体することも必要です。

さらに、校舎整備にあたっては、不足する教室の確保だけにとどまらず、守口市新しい学校・園づくり審議会「守口市立小・中学校等の在り方について～子どもたちが主役の魅力ある学校づくり～」(答申)(令和4年3月)で示された、新しい時代の学びと社会に開かれた学校の実現に向けた学習環境も踏まえた整備を行っていきます。

その際、守口小学校の教育目標や第一中学校区学校運営協議会における「めざす子ども像」について、施設整備にしっかりと反映するとともに、本市における新しい学校づくりのコンセプトに基づき、学校づくりを進めていくことが必要であるため、プロポーザル方式での設計者選定を行います。

守口小学校の教育目標

自ら学ぶ意欲にあふれ共に高め合い、心豊かで未来を切り拓く子ども～笑顔いっぱい みんなで伸びる学校～

第一中学校区学校運営協議会における「めざす子ども像」

- ・笑顔で会釈してあいさつできる子
- ・相手の目を見て話を最後まで聴ける子
- ・自分でしっかり考えて、行動できる子
- ・一生懸命に勉強し、思いっきり遊び「さしすせそ」でそうじをがんばる子
- ・自分と友だちのもちあじを認め合い、支え合う子

新しい学校づくりのコンセプト

夢と志を育む学校づくり

- ・自分の人生や社会をより良くするために必要な資質・能力を育む施設づくり
- ・多様な子どもたちに対する個別最適な学びと協動的な学びを実現できる施設づくり
- ・9年間を見通した学びや成長を支える学校づくり

安全に配慮した学校づくり

- ・子どもたちが安全で安心な学校生活を送ることができるよう配慮した施設づくり

地域とつながる学校づくり

- ・学校と地域の連携を深め、教育活動を支える地域人材が集うことができる施設づくり
- ・地域活動など、将来にわたり有効活用できる施設づくり

環境への配慮

- ・緑化の推進など、周囲の環境に配慮した施設づくり

- ・自然エネルギーの活用、省エネルギー対策など環境負荷に配慮した施設づくり

地域の防災拠点

- ・地域の防災拠点としての役割を担うことができるよう、災害時の対応に配慮した施設づくり

審議会答申で示された学習環境整備

新しい時代の学びと社会に開かれた学校の実現に向けた学習環境整備の具体例

- ・多様な学習空間を確保するため、従来の教室面積を拡張(64 m²→80 m²以上)
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」など学習形態の多様化・弾力化に対応できる教室と教室廻りが連続した学習環境整備の推進
- ・図書室を学習メディアの集積拠点として、学校の中心に配置
- ・校庭や屋外運動場など校内のあらゆる場所からアクセス可能な情報通信ネットワークの増強
- ・学校外施設の有効活用や民間事業者等々の連携
- ・地域との交流を促す交流拠点の整備

多様な子どもたち等にきめ細かな支援を行うための学習環境整備の具体例

- ・障がい種別の特別支援教室の編制並びに「通級による指導」(通級指導教室)に必要な教室数、面積、各教科や自立活動に必要な教材教具の整備、校内のバリアフリー化など
- ・不登校の子どもたちに対する教育相談室、校内適応指導教室の整備など
- ・日本語指導が必要な外国籍の子どもたちに対する「日本語通級指導教室」等の整備
- ・子どもたちや教職員の性同一性障害や性的指向・性自認に係るきめ細かな対応

6 施設整備のスケジュール

施設整備のスケジュールについては、最大値での児童数・学級数の推測で、対応可能教室数の25学級を超える令和8年度までに、教室数を確保することを目指し、以下のスケジュール案に基づき実施します。(表6)

また、施工にあたっては、早期の完了を目指すものの、敷地内での施工となるため、学習活動に可能な限り配慮するとともに、安全にも十分配慮しながら実施していきます。

表6 施設整備スケジュール案

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設計者選定	基本設計・実施設計	着工	竣工	供用開始